

# 株式会社ホクドー動物実験委員会規程

令和 8 年 2 月 5 日

## (目 的)

第 1 条 この規程は、株式会社ホクドー（以下「当社」という）の動物実験規程に基づく動物実験委員会の設置により、実験の適正な実施及び動物の適切な飼育管理を図ることを目的とする。

## (動物実験委員会の構成)

第 2 条 当社に、動物実験委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会は、次に掲げる者から機関の長が任命した委員により構成する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者、1 名以上
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者、1 名以上
- (3) その他学識経験を有する者、1 名以上

3 機関の長は、委員の中より 1 名委員長を指名する。

4 2 項の 3 区分を記載した委員会構成名簿を作成する。なお、委員に変更が生じた場合は直ちに名簿を改訂する。

## (委員の任期)

第 3 条 委員の任期は 3 年とする。

2 委員に欠員が生じたときは、機関の長は補充委員を任命する。なお、補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (委員会の任務)

第 4 条 委員会の任務を以下の各号に記す。

- (1) 機関の長からの諮問を受け、動物実験計画の内容を審査し、機関の長へ審査報告書を提出する。
  - (2) 動物実験の実施結果を確認し、必要に応じて意見を付して機関の長へ提出する。
  - (3) 年に一度、洞爺ラボの自己点検評価を行い、機関の長へ提出する。詳細については「動物実験実施に関する自己点検・評価手順書」に従う。
  - (4) 新法規の施行、新技術の導入等により、現行規程の改訂が必要と認められたときは、遅滞なく規程の改訂案を作成し、機関の長へ提出する。
  - (5) その他、動物実験の適正な実施および実験動物の適切な飼養保管等に関して、機関の長からの諮問に応えること。
- 2 委員長及び委員は、職務上知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞したのちも同様とする。

### (委員会の開催)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員会の開催は、招集（オンライン開催も含む）をもって行なわれるものだけではなく、動物実験計画承認申請については、各委員に関連資料を電子メール等で配信し、審議することも含まれる。
- 4 本委員会は、第2条、2項(1)～(3)に規定される3区分の委員が、それぞれ1名以上の出席をもって成立する。
- 5 委員会の議決は、委員長を除く出席委員の過半数の賛成をもって決定し、賛否同数の場合は委員長がこれを決定する。なお、委員自身が関与する動物実験計画については、当該委員の議決権はないものとする。
- 6 委員長は、審議内容を取りまとめ議事録を作成し、その結果を各委員に報告する。
- 7 委員会は、当社の組織等から独立して、その審議を行う。
- 8 委員会で審議された資料及び委員会が必要と認める資料は、委員長が当社の本社社屋に5年間保存する。

### (実験計画の審査・承認)

第6条 試験責任者より機関の長へ提出された動物実験計画承認申請書（様式3）等は委員会に審査が諮問される。

- 2 委員会は、審査指示を受けた案件を審議し、その審査結果を動物実験委員会審査報告書（様式4）に記し機関の長に提出する。
- 3 機関の長は、委員会からの審査報告書の内容を参考とし、速やかに下記に示すいずれかの判断結果を動物実験審査通知書（様式5）に記し試験責任者に通知する。
  - (1) 承認可
  - (2) 条件付承認（継続審査）
  - (3) 承認不可

### (実施結果の報告)

第7条 試験責任者は実験期間終了後速やかに、動物実験終了報告書（様式6）を機関の長及び委員会委員長に提出する。

- 2 委員会委員長は試験責任者から提出された報告内容が、動物実験に関する法令及び当社の規程等に適合していることを確認し、必要に応じて各委員から意見を聴取し、それを取りまとめ機関の長に提出する。

### (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の審議を経た後、機関の長の承認を得て行う。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

- 2 令和元年 12 月 1 日一部改訂
- 3 令和 2 年 2 月 1 日一部改訂
- 4 令和 3 年 4 月 1 日一部改訂
- 5 令和 4 年 12 月 1 日一部改訂
- 6 令和 8 年 2 月 5 日一部改訂